

投票所へ

ACTION
7/10日

投票時間

期日前投票

第26回 参議院議員通常選挙

午前7時▶午後8時 ※一部地域は午後6時まで

6月23日(木)▶7月9日(土)

投票時間 午前8時30分～午後8時（新宮は午後6時まで）

投票場所 市役所市民交流棟 川之江文化センター
土居窓口センター 新宮窓口センター

※今回、ポスター掲示場設置場所の一部見直しを行っています

投票所への移動を支援します

■対象者

- ・身体障害者手帳等級1～2級
- ・療育手帳交付者
- ・精神障害者保健福祉手帳交付者

詳しくは、市選挙管理委員会までお問い合わせください。

移動期日前投票所を開設します

移動期日前投票所が開設される地区の方は、事前に郵送されている案内文書で投票場所・投票時間をご確認ください

■開設場所

- 7/2（土）新宮・切山地区
- 7/3（日）金砂・富郷地区

■問い合わせ先 市選挙管理委員会 28-6051

Info

社会を明るくする運動 強調月間

7月は「社会を明るくする運動」の強調月間です。

犯罪や非行が生まれるのも地域社会、過ちを犯した人たちを立ち直らせるのも地域社会です。

青少年の健全育成・更生などの援助を図り、地域で犯罪のない明るい社会の実現を目指しましょう。

■問い合わせ先

社会を明るくする運動推進委員会
(生活福祉課内) 28・6023

国民年金保険料の 免除・猶予制度

経済的な理由などで国民年金保険料の納付が困難な場合は、保険料が免除、または猶予となる制度があります。

※免除割合で老齢基礎年金額の計算方法は違います

■申請期間 7月1日（金）～

■申請対象期間

7月分～令和5年6月分

※過去未納分は、申請提出日から25か月前まで対象

金婚など、結婚記念を お祝いします

■金婚（50周年）

昭和47年ご結婚の夫婦

■ダイヤモンド婚（60周年）

昭和37年ご結婚の夫婦

■プラチナ婚夫婦（70周年）

昭和27年ご結婚の夫婦

■申し込み方法

長寿支援課、各福祉窓口、各公民館にある申請用紙を提出

■申込期限 8月4日（木）

■申し込み・問い合わせ先

長寿支援課 28・6024

■持参品

- ・マイナンバーがわかるもの
- ・本人確認書類（マイナンバーカードなど）
- ・年金手帳

※退職や失業の場合

雇用保険受給資格者証、または雇用保険被保険者離職票など

■申し込み 各窓口センター

■問い合わせ先

新居浜年金事務所

0897・35・1300

市民窓口センター（年金担当）

28・6018

マイナポイント第2弾 今度は最大2万円分もらえる

総務省は、6月30日（木）からマイナンバーカードを新規取得した方などに対して、最大5千円分のポイント、健康保険証や公金受取口座の申込者に対し、それぞれ7500円分のポイントを付与するマイナポイント第2弾のサービスを始めます。

今度は最大 **20,000** 円分もらえる！

①カード 新規取得
5,000円分 マイナポイント第1弾
未申込者含む

②健康保険証 利用申込
7,500円分

③公金受取口座 登録
7,500円分

さらに、県は国のマイナポイント第2弾に上乘せする形で独自ポイントを4千円分を付与します。ポイントの付与タイミングや対象者など詳しくは、国の「マイナポイント事業」、または市ホームページをご覧ください。



市ホームページ

①カード新規取得者

■ポイントの申込期限
令和5年2月末

■ポイント対象のカード申請期限
9月末

■ポイント付与
2万円のチャージ、または買い物に対し、最大5千円相当

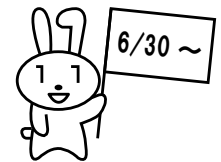
②健康保険証 利用申込

■ポイントの申込期限
令和5年2月末

■ポイント対象のカード申請期限
9月末

■ポイント付与
各7500円相当

③ 各7500円相当



■問い合わせ先

(ポイントに関すること)

政策推進課 28・6005

(カード取得に関すること)

市民窓口センター

28・6013

敬老祝い金の届出書を提出しましょう

敬老祝い金の対象の方へ、7月上旬頃に口座届出書を郵送します。必要事項をご記入・ご押印の上、返信用封筒でご提出ください。
※9月1日時点で転出されている場合は支給されません

■80歳（昭和17年生まれ）
8千円

■数え88歳（昭和10年生まれ）米寿
8800円

■90歳（昭和7年生まれ）
9千円

■数え99歳（大正13年生まれ）白寿
1万円

■100歳以上（大正11年以前生まれ）
2万円

■提出期限 8月4日（木）

■振込予定日 9月末頃

■申し込み・問い合わせ先
長寿支援課 28・6024

新しい国保被保険者証を7月下旬に郵送します

現在の被保険者証の有効期限は、7月31日（日）です。古い保険証は有効期限が切れていることを確認し、適切に破棄してください。

■問い合わせ先

国保医療課 28・6020

甲種防火管理者 新規資格取得講習会

■とき・ところ

7月28日（木）～29日（金）の2日間
消防防災センター3階 大会議室

■対象施設（防火管理を任せられた方）

- ・ 自力避難困難者の老人ホームなどで収容人員が10人以上の施設
- ・ 飲食店、病院、社会福祉施設などで収容人員が30人以上の施設
- ・ 共同住宅、学校、図書館などで収容人員が50人以上の施設
- ・ 工場などで従業員が50人以上の施設

■定員 50名程度 ※先着順

■募集期限

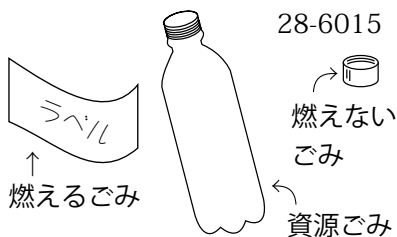
7月22日（金）

■申し込み・問い合わせ先

消防本部 予防課 28・6938

ペットボトルの分別方法

■問い合わせ先 生活環境課 28-6015



※分別されていないペットボトルの収集は原則、行いません

後期高齢者医療保険の被保険者証が新しくなります

①現在の被保険者証

現在の被保険者証（薄桃色）の有効期限は、7月31日（日）です。今年度は窓口負担割合の見直しがありますので、被保険者証は次のとおり、2回送付します。

■7月下旬に届く被保険者証（青色）有効期間
8月1日～9月30日

■9月下旬に届く被保険者証（オリーブ色）有効期間
10月1日～令和5年7月31日

※新しい被保険者証の記載内容をお確かめください。
※8月以降に75歳になる方には、誕生日の前月に郵送します

②限度額適用・標準負担額減額認定証など

現在の「限度額適用・標準負担額減額認定証（ピンク色）」と「限度額適用認定証（クリーム色）」の有効期限は、7月31日（日）です。所定の要件を満たしている方には、被保険者証と一緒に認定証を郵送します。

■新しい認定証の有効期間
8月1日～令和5年7月31日

※有効期間内の認定証は、誤って破棄しないようにしましょう

■問い合わせ先
国保医療課 後期高齢者医療係

28・6017

マイナンバーカードが木曜日の19時までと日曜日に受け取れます

■交付場所 市民窓口センター
■交付日（昼間受け取れない方）
・7月31日（日）8時30分～17時
・毎週木曜日 17時15分～19時

■申込方法

市役所から届くはがき（マイナンバーカード交付通知書）を用意し、交付日の4日前までに電話予約

■申し込み・問い合わせ先

市民窓口センター 28・6013
川之江窓口センター 28・6181
土居窓口センター 28・6320
新宮窓口センター 28・6402

消費税インボイス制度説明会（要予約）

■とき・ところ
7月7日（木） 中曽根公民館

■時間・内容

13時30分～ 消費税の仕組み
14時40分～ 登録申請方法
15時20分～ 全事業者向け
■申し込み・問い合わせ先
伊予三島税務署 24・5410

※自動音声案内で「2」を選択

伊予三島運動公園プールオープン情報

■期間

7月20日（水）～8月21日（日）

10時～17時

■入場料 中学生以上 200円

小学生 100円

■その他

・状況に応じ入場制限を行う場合があります

・小学3年生以下、泳げない子は保護者同伴のうえ、浮き輪やライフジャケットなどを着用

・更衣室使用不可（感染症対策）

※詳しくは、市スポーツ協会ホームページをご確認ください

■問い合わせ先

伊予三島運動公園体育館
28・6071

サマージャンボ宝くじ サマージャンボミニ発売

宝くじの収益金は市町村の明るく住み良いまちづくりに使われます。県内の売り場で購入しましょう。

■価格 各1枚 300円

■販売期間

7月5日（火）～8月5日（金）

■抽選日 8月17日（水）

■問い合わせ先

総務調整課 28・6002

募集

プレミアム付商品券取扱店募集

昨年度好評のプレミアム付商品券事業を今年度も実施します。9月の商品券発売に向けて、取扱店を募集します。

■対象店

市内の小売店・飲食店など

■商品券の取扱期間

9月1日～令和5年1月31日

■登録費 無料

■その他

申請方法などの詳細は、市ホームページに掲載しています

■申し込み・問い合わせ先

産業支援課 28・6186

市営住宅 入居者募集

■申込期間

7月1日(金)～7月13日(水)

8時30分～17時

※土・日曜日除く

■条件

- ・地方税などに滞納がない方
- ・暴力団員でない方
- ・複数件の申し込みはできません
- ※その他、所得などの諸条件あり

■持参品

- ・入居希望者全員のマイナンバーがわかるもの
- ・本人確認書類(申し込み者)

※代理人の場合、マイナンバーを利用しての申し込み不可

※現住所が市外、または代理人は、別途書類が必要

■申し込み・問い合わせ先
 建築住宅課 住宅管理係

28・6184

■川之江地域

団地名	間取	給湯	浴槽	浴室	世帯	単身	戸数
城北団地	3DK	×	×	○	○	×	1
城ヶ谷団地	3DK	×	×	○	○	×	2
山口団地	3DK	×	×	○	○	×	2
南ヶ丘団地	3DK	○	○	○	○	×	2
飼谷団地	3DK	○	○	○	○	×	2
南部第一団地	3DK	×	×	○	○	×	2
〃 2階建	3K	×	×	○	○	○	1
大野団地	3DK	○	○	○	○	○	1
石川団地	3DK	×	×	○	○	○	1

■三島地域

団地名	間取	給湯	浴槽	浴室	世帯	単身	戸数
大塚団地	3DK	○	○	○	○	×	2
金子南団地	3DK	×	×	○	○	×	1
中之庄団地	平屋	2DK	×	×	○	○	1
〃 平屋	2DK	×	○	○	○	○	1
〃 2階建	2DK	×	○	○	○	○	1
山田団地	2階建	2DK	×	○	○	○	1
〃	3DK	×	×	○	○	×	2

■土居地域

団地名	間取	給湯	浴槽	浴室	世帯	単身	戸数
朝日野団地	3DK	×	×	○	○	○	2
上北野団地	3DK	×	×	○	○	○	1

■新宮地域

団地名	間取	給湯	浴槽	浴室	世帯	単身	戸数
寺内団地	4DK	○	○	○	○	○	1

スポーツ教室 受講生 募集

■受付開始(先着順)

7月14日(木) 8時30分

■申し込み・問い合わせ先

運動公園体育館 28・6071

川之江体育館 28・6255

※詳しくは、市スポーツ協会ホームページをご覧ください

■伊予三島運動公園 ※期間:8/22(月)～12/16(金)

曜日	午前	午後
月	初めての筋トレ	ウォーク&ストレッチ
水	ヨガ(初級) 初心者テニスサークル	ヨガ(初級)
木	シェイプアップ教室	ヨガ(中級)
金	すっきりストレッチ ボクサ&コアトレ	アーナダヨガ サーキットトレーニング

■川之江体育館 ※期間:8/22(月)～12/15(木)

曜日	午前	午後
月	かんたんストレッチ	
木		夜ヨガ
金		初心者卓球サークル

市民自治推進委員会 委員募集

自治基本条例の基本理念の実現に関する取り組みなどを審議します。

応募要件や定員など詳しくは、市ホームページをご覧ください。

■問い合わせ先

地域振興課 28・6014

寒川グラウンド 自動販売機設置者募集

■設置場所 西側出入口付近

■設置台数 2台

■予定価格(非課税)

4500円(5年間分)

■貸付期間

9月1日(令和9年8月31日)

■参加資格

市内在住者、または法人

■申込期限 7月20日(水)

■申し込み・問い合わせ先

生涯学習課 28・6046

スポーツフォトコンテスト 作品募集

■応募条件

・令和3年4月以降に撮影した写真

・A4以上でプリント

・未発表作品 ※データ応募可

・応募は一人3点まで

■応募対象者 市内在住・在勤・在学

■応募期限 9月25日(日)

■申し込み方法

市内各体育館にある応募票と作品を提出、またはメールで応募

■申し込み・問い合わせ先

伊予三島運動公園体育館

28・6071

川之江体育館

28・6255



自衛官募集説明会

■とき・ところ

- 7月8日(金) 17時30分～19時30分
市役所市民交流棟 多目的室2
- 7月15日(金) 17時30分～19時30分
ユーホール 大会議室C
- 7月22日(金) 17時30分～19時30分
市役所市民交流棟 多目的室2

■内容

仕事内容や勤務体系、福利厚生などの紹介

■問い合わせ先

自衛隊新居浜出張所
0897・32・5396

補助

中小企業の支援施策

①「四国は紙国」登録HP作成補助金

■対象(全てに該当すること)

- 紙の総合マッチングサイト「四国は紙国」に登録している、または新規登録する事業所
- 市内中小企業
- 自社ホームページがない事業所

■補助金額

20万円(上限)

※補助対象経費の半額

あつたかなまちづくり活動支援事業 審査結果

■団体名・事業・補助額

- (公社) 法皇青年会議所
高校生の商品開発など
40万円
- 媛茶屋Piaslaabo
即興演劇など
37万2千円
- 四国中央登山ムーブメント
親子登山体験など
2万7千円

■問い合わせ先

地域振興課 28・6014

②飲食店感染症対策奨励金

■対象

県の愛顔の安心飲食店の認証を取得している市内飲食店

■内容

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策

■奨励金 5万円

※詳しくは、市ホームページ、またはお問い合わせください

■問い合わせ先

産業支援課 28・6186

(一財)自治総合センターコミュニティ助成事業

(各事業 共通)

■応募要件

自治会、町内会など

※特定目的の団体は対象外

※協議会や保存会などで申請する場合は自治総合センターの事前確認が必要です。

担当課へお問い合わせください。

い。

■対象

令和5年度の実施事業

■申し込み方法

所定の書類一式を担当課へ提出

■募集期限 8月31日(水)

■備考

各事業の詳細は自治総合センターのホームページに掲載。



①一般コミュニティ助成事業

■内容

コミュニティ活動に直接必要な設備の整備

■助成額

100万円～250万円

■問い合わせ先

地域振興課 28・6014

②コミュニティセンター助成事業

■内容

集会施設の建設整備

■助成額

1500万円(上限)

※対象経費の5分の3以内

■問い合わせ先

地域振興課 28・6014

③地域防災組織育成助成事業

■内容

市が認める自主防災組織の災害被害の防止・軽減に直接必要な設備などの整備

■助成額

30万円～200万円

■問い合わせ先

防災まちづくり推進課

28・6934

④青少年健全育成助成事業

■内容

青少年健全育成で親子参加できるソフト事業

■助成額

30万円～100万円

■問い合わせ先

生涯学習課 28・6046

あつたかなまちづくり 活動支援事業 2次募集

(各コース共通)

■募集期間 7月29日(金)

■申し込み方法

補助金交付要望書を持参。実施内容欄に感染予防対策も記載。

※補助金交付要望書は市ホームページからダウンロードできます

■申し込み・問い合わせ先

地域振興課 28・6014

matidukuri@

city.shikokuchuo.ehime.jp

① みんなで取り組む まちづくりコース

■対象 (全てに該当すること)

- ・市内全域に情報提供をする
- ・市内全域を対象とする事業

■補助金額

40万円(上限)

※補助対象経費の7割以内

② やってみよう! まちづくりコース

■対象 (小規模事業も対象)

- ・活動歴の短い団体の事業

■補助金額

10万円(上限)

※補助対象経費の5割以内

医療費助成の利用には 受給者証が必要です

① こども乳幼児医療費

■対象者

0歳～15歳(中学3年生まで)

② ひとり親家庭医療費

■対象者

- ・ひとり親家庭の母(父)と児童
- ・準ひとり親家庭

※祖母(祖父)と孫、

姉(兄)と弟妹

- ・父母のない児童

※その他、諸条件あり

③ 心身障がい者医療費

■対象者

- ・身体障害者手帳1級～3級のいずれかの交付を受けている方
- ・療育手帳の交付を受けている方
- ・身体障害者手帳3級～6級と療育手帳B4の両方の交付を受けている方

※その他、諸条件あり

■申請先

- ・各窓口センター
- ・国保医療課

■問い合わせ先

国保医療課 福祉医療係

28・6017

支援

視覚障がい者支援用 トートバッグを お見かけの際には:

県眼科医会が作製したこのバッグは、視覚障がい者の方が災害時の避難などで配慮や支援が必要であることを意思表示するものです。

お見かけの際は、配慮や支援にご協力をお願いします。



※ナイロン製トートバッグ (サイズ) W 37cm×D 13cm×H 42cm

■問い合わせ先

県眼科医会

089・943・7582

「盲人のための国際シンボルマーク」をデザイン

相談

相談や講師派遣などの 療育等支援事業です

■とき 随時(土・日曜日除く)

■ところ 支援の必要な方や家族が関わる保育園、幼稚園、学校、事業所、その他団体

■問い合わせ先

澄心そうだんさぽーと

電話 22・3311

ファクス 22・3347

障がい者の 就労相談・支援

■内容

- ・就業のお手伝い、職場支援、休日の過ごし方などの相談
- ・事業所の障がい者雇用の相談

■とき

月～金曜日 9時～17時30分

■申込方法

来所による相談(要電話予約)

■問い合わせ先・ところ

ジョブあしすとUMA

23・6558

三島宮川2丁目4番2号

jobassist@lagoon.ocn.ne.jp

給付

住民税非課税世帯等 臨時特別給付金(追加)

令和3年度の住民税非課税世帯などに対する臨時特別給付金に、対象となる世帯が追加されます。
※既に受給されている世帯は給付の対象外です

- 追加となる対象世帯
 - ・ 住民税非課税世帯
 - (令和4年度に新たに住民税均等割が非課税となった世帯)
 - ※準備次第、対象世帯へ書類を送付します
 - ・ 家計急変世帯
 - (新型コロナウイルス感染症の影響により今年1月以降の家計が急変した世帯)
- 申請先
 - 生活福祉課、または各福祉窓口
- 支給額 一世帯10万円
- 申請期限 9月30日(金)
- 問い合わせ先
 - 臨時特別給付金事務局
 - (生活福祉課内)
 - 電話 28・6134
 - ファクス 28・6172

ひとり親家庭の自立を支援します

受給には事前相談が必要です。
詳しい内容や手続きなどは母子・父子自立支援員にご相談ください。

- (各給付金 共通)
- 対象者(全てに該当すること)
 - ・ 市内在住の母子家庭の母、または父子家庭の父
 - ・ 児童扶養手当受給者、または同等の所得水準の方
 - ・ 過去に同給付金の支給を受けたことがない方
 - ※その他、諸条件あり
 - ※③の対象者は児童も含まれます
- ① 高等職業訓練促進給付金
 - 1年以上の養成機関に通学する場合、期間中の給付金を支給します。

② 自立支援教育訓練給付金

就職に必要な教育訓練(講座の指定あり)を受ける費用の一部を助成します。

- 対象となる講座
 - 介護職員初任者研修、経理事務、医療事務など
- 支給額
 - 40万円(上限)
 - ※受講費用の60%相当額
 - ※雇用保険法による一般教育訓練給付金の受給者は、その差額を支給

③ 高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金

高等学校卒業程度認定試験(講座の指定あり)の合格を目指す費用の一部を助成します。

- 支給額
 - 10万円(上限)
 - ※受講費用の40%相当額
- 問い合わせ先
 - 子ども家庭課 28・6027

認知症

認知症 サポーター養成講座

認知症の知識や対応方法などを学びます。

- とき・ところ
 - 7月29日(金) 13時30分~15時
 - 市役所市民交流棟2階
- 対象者
 - 市内在住・勤務の方
- 定員 20名(先着順)
- 申込期限 7月20日(水)
- 申し込み・問い合わせ先
 - 長寿支援課 地域包括支援センター
 - 28・6147

ロバ隊長 みんなであつくり

「ロバ隊長」は、認知症サポーターのマスクットキャラクターです。

- とき・ところ
 - 8月5日(金) 13時30分~16時
 - 市役所市民交流棟2階
- 持参品
 - 裁縫道具
 - ※持っていないなくても可
- 問い合わせ先
 - 長寿支援課 地域包括支援センター
 - 28・6147

子育て世帯生活支援特別給付金

食費などの物価高騰などに直面する低所得の子育て世帯に対し、きめ細かな生活の支援を行うため「子育て世帯生活支援特別給付金」を支給します。

(各給付金 共通)

■支給額

一律5万円(児童1人当たり)

■必要書類

- ・本人確認書類
- ・通帳
- ・収入額が確認できる書類(給与明細書・年金振込通知書など)

①低所得のひとり親世帯

■対象者・申請・支給時期

①令和4年4月分の児童扶養手当が支給される方
(申請) 不要

(支給時期) 6月下旬に支給済

※審査中の方を除く

②公的年金などを支給し、令和4年4月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方

※児童扶養手当の申請をしていれば、公的年金など支給により令和4年4月分の児童扶養手当の支給が停止されたと推測される方も対象です

(申請) 必要

※児童扶養手当の受給資格者(手当が支給されている方を除く)は、別途案内文書を

送付

(支給時期) 支給決定後、速やかに

かに

③新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同水準となっている方
(申請) 必要

(支給時期) 支給決定後、速やかに

かに

■申請期間

7月25日(月)
～令和5年2月28日(火)

②低所得の子育て世帯(ひとり親世帯以外の子育て世帯)

■対象者

(1) の養育要件に該当する方で、
(2) の所得要件AまたはBに該当する場合に支給

(1) 養育要件

※①～③のいずれかに該当

①令和4年4月分の「児童手当」または「特別児童扶養手当」が支給される方

②令和4年5月から令和5年3月

までのいずれかの月分の「児童手当」、または「特別児童扶養手当」の認定もしくは、額改定の認定を受けた方

③令和4年3月31日において、平成16年4月2日から平成19年4月1日に出生した児童を養育する方、または令和4年4月1日以降に新たに当該児童を養育することになった方

(2) 所得要件

※A、Bのいずれかに該当

A. 令和4年度の市民税均等割が非課税の方

B. 新型コロナウイルス感染症の影響により令和4年1月以降の家計が急変し、令和4年度の市民税均等割が非課税相当の収入となっている方(家計急変者)

■支給申請手続き

所得要件Aの方で…

養育要件	申請
①～② ※公務員除く	不要
①～② ※公務員	必要
③	必要

※申請不要の方で児童手当などの受給者は、別途お知らせ通知を送付します
※公務員の方は、申請の際に所属庁による児童手当受給に係る証明が必要です

所得要件Bの方で…

養育要件	申請
①～③	必要

※里親の方も対象(施設設置者やファミリーホームは除く)

■申請期間

8月5日(金)

～令和5年2月28日(火)

■問い合わせ先
こども家庭課

電話 28・6027
ファクス 28・6031



ボランティア 市民活動研修会

■とき・ところ

第1回 7月28日(木)
第2回 8月4日(木)
第3回 8月18日(木)
13時30分～15時
市役所市民交流棟2階

■申し込み方法

所定の申込書を提出
※電話、ファクス可

■定員 各30名程度

■募集期限 7月25日(月)

■問い合わせ先

ボランティア市民活動センター
電話 28・6039
ファクス 28・6160



— 男女共同参画社会 —

男女共同参画社会って何だろう？

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」です。

男女共同参画社会基本法

憲法には法の下での平等がうたわれているのに、社会の慣習ではまだまだ男女平等ではないものがあります。

性別に関わりなく個々の能力が十分に発揮できる社会づくりに取り組むべきということで、1999年に男女共同参画社会基本法が施行されました。

この基本法では、男女共同参画社会を実現するための5本の柱（基本理念）を掲げています。

① 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、男性も女性も一人の人間として能力を発揮できる機会を確保する必要があります。

② 社会における制度、または慣行についての配慮

固定的な役割分担意識にとらわれず、男女がさまざまな活動ができるように社会の制度や慣行の在り方を考える必要があります。

③ 政策などの立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野において方針の決定に参画できる機会を確保する必要があります。

④ 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が対等な家族の構成員として互いに協力し、社会の支援も受け、家族の役割を果たしながら仕事や学習、地域活動などができるようにする必要があります。

⑤ 国際的協調

他の国々や国際機関と相互に協力して取り組む必要があります。

男女共同参画社会の実現に向けて

男女共同参画社会を取り巻く状況は、少子高齢化の進行と労働力人口

の減少、雇用環境の変化、女性の就業率の向上などにより、女性の社会進出などに関連する法律が施行されるなど大きく変化してきましたが、いまだ固定的な性別役割分担意識が根深く存在しています。

近年、「ダイバーシティ」や「多様性」という言葉をよく聞きます。話題となることが多い性の多様性以外にも、文化、年齢、障がいの有無、家族構成などさまざまな多様性があります。

男女共同参画社会を実現するために、それらのさまざまな属性の人々が個性や能力を発揮する前提として、お互いの立場を尊重し合うということが重要ではないでしょうか。

■ 問い合わせ先

人権施策課

電話 28・6073
ファクス 28・6057



()内は前月比

人口	83,891人	(- 57人)
(男)	41,132人	(- 39人)
(女)	42,759人	(- 18人)
世帯	38,929世帯	(+ 2世帯)

● 納期 ●

8/1 (月)

納期限

7/11 (月)

固定資産税	2期分
国民健康保険料	1期分
後期高齢者医療保険料	1期分
介護保険料	1期分
保育所使用料	7月分
認定こども園使用料	7月分
放課後児童クラブ負担金	7月分
市営住宅使用料	7月分
市営住宅駐車場使用料	7月分
水道料金	6月分
下水道使用料	6月分

市税などの納付は口座振替がお勧め

■ 口座振替は、便利・確実・簡単・安全に税金などを納めることができます。

■ 手続き方法
各金融機関窓口

■ ネット口座振替受付サービス
市税などの口座振替が手続きできます。

■ 問い合わせ先

会計課 28・6041



子育て総合相談 一人で悩まないで

こども家庭課 28-6027

生活習慣や心身の発達、性格、家族関係、学校生活、非行問題、家庭環境などご相談ください（秘密厳守）。

※来所による相談は事前にお電話ください

月～金	8:30～17:15	こども家庭課	28-6027
※土・日・祝日除く		川之江福祉窓口	28-6182
		土居福祉窓口	28-6321

本人ミーティング（要予約）

長寿支援課 地域包括支援センター 28-6147

認知症の人の語り合いの場。家族同士の情報交換。

■定員 15名程度

■申込期限 7/22（金）、8/5（金）

7/26（火）10:00～11:30 市民交流棟2階

8/9（火） " "

もの忘れチェック体験

長寿支援課 地域包括支援センター 28-6147

パソコンを使った相談プログラムの体験（1人5分程度）

7/11（月）13:30～15:00 長寿支援課 地域包括支援センター

もの忘れ相談（要予約）

長寿支援課 地域包括支援センター 28-6147

■相談 森野日出緒 先生（松風病院）

■相談時間 1人30分程度（2名まで）

■対象 専門医で受診している方は対象外。家族の相談可。

7/13（水）13:30～14:30 土居窓口センター

認知症の語り

認知症の人と家族の会愛媛県支部 080-3740-0697（大澤）

参加者の交流・情報交換、医療・福祉の勉強会。

7/15（金）13:30～15:00 中之庄公民館

無料特許・商標相談（要予約※5日前まで）

四国中央商工会議所 58-3530

7/4（月）13:00～16:00 四国中央商工会議所

8/1（月） " "

不動産無料相談（要予約※前日の13時～17時まで）

県宅地建物取引業協会四国中央地区連絡協議会 24-2235

7/14（木）13:00～17:00 宇摩建設会館3階

若者の就労相談（要予約）

東予若者サポートステーション 0897-32-2181

■対象 就職にお悩みの15歳～49歳の方または保護者

■内容 一人1時間の相談（1日4名まで）

7/11（月）13:00～17:00 ハローワーク四国中央1階

7/25（月） " "

8/8（月） " "

新型コロナウイルス感染症の拡大防止により、相談日の変更または中止になる場合があります。

事前に電話でお問い合わせください。



法律相談

市民くらしの相談室 28-6143

※相談日前日16時までには要予約（土・日・祝日は予約不可）

7/8（金）9:00～12:00 市役所1階 102会議室

7/19（火）13:00～16:00 川之江文化センター1階

7/21（木）9:00～12:00 市役所1階 102会議室

8/10（水） " "

司法書士相談

市民くらしの相談室 28-6143

※相談日前日16時までには要予約（土・日・祝日は予約不可）

7/5（火）9:00～12:00 市役所1階 102会議室

7/13（水）13:00～16:00 川之江文化センター1階

7/20（水） " 土居窓口センター1階

8/5（金）9:00～12:00 市役所1階 102会議室

8/10（水）13:00～16:00 川之江文化センター3階

人権相談

人権施策課 28-6073

7/19（火）10:00～12:00 土居福祉センター

8/1（月）13:00～15:00 川之江文化センター4階

8/10（水）10:00～12:00 新宮公民館1階

年中（土・日・祝日を除く）8:30～17:15 松山地方事務局 四国中央支局 23-2407

年金相談（要予約）

新居浜年金事務所 0897-35-1445

7/8（金）10:00～14:30 川之江文化センター4階

7/22（金） " "

8/12（金） " "

8/26（金） " "

行政相談

総務調整課 28-6002

7/11（月）10:00～12:00 新宮公民館1階 研修室

7/11（月） " 土居窓口センター1階

7/19（火）13:30～15:30 川之江文化センター2階

7/25（月）10:00～12:00 市役所1階 102会議室

8/8（月） " 土居窓口センター1階

8/10（水） " 新宮公民館1階 研修室

8/16（火）13:30～15:30 川之江文化センター2階

8/22（月）10:00～12:00 市役所2階 202会議室

一般・消費・DV相談

市民くらしの相談室 28-6143

7/12（火）9:30～11:30 土居窓口センター1階

7/19（火） " 川之江文化センター1階

8/2（火） " 新宮公民館1階 研修室

年中（土・日・祝日を除く）8:30～17:15 市民くらしの相談室

暴力団相談

県暴力追放推進センター 089-932-1893

年中 8:30～17:15 ※土・日・祝日を除く